

認定に関する料金規定

JAB N401:2011

第13版：2011年6月1日

第1版：2001年4月1日

公益財団法人 日本適合性認定協会

目 次

1. 適用	3
2. 料金／費用について	3
2.1 申請料	3
2.2 審査基本料	3
2.3 審査料	3
2.4 認定登録料	3
2.5 維持料	3
2.6 審査付帯費用	4
2.7 認定証発行手数料	5
2.8 レプリカ発行手数料	5
3. 請求	5
4. 支払	5
5. 遅延・滞納	5
6. 認定審査の変更、中断、取止め、及び打切り	5
7. 認定の地位変更に伴う措置(一時停止・返上・取消し)	6
8. 預かり	6
9. 日本語以外の言語で実施される審査について	7
10. 照会・問い合わせ	7
附属書 A マネジメントシステム認証機関の料金	8
附属書 B 要員認証機関の料金	12
附属書 C 製品認証機関の料金	15
附属書 D 試験所・校正機関、標準物質生産者及び検査機関の料金 (FCC 向け EMC 試験所は除く)	18
附属書 E 臨床検査室の料金	20
附属書 F FCC 向け EMC 試験所の料金	22
附属書 G GHG 妥当性確認・検証機関の料金	24
附属書 H 日本語以外の言語を使用する場合の料金(全認定プログラム共通)	27
附属書 I 海外出張を伴う現地審査時の審査付帯費用(全認定プログラム共通)	28
附則 1 マネジメントシステム認証・要員認証・製品認証機関への本文書の適用	29
附則 2 試験所・校正機関、臨床検査室、検査機関への本文書の適用	30
附則 3 GHG 妥当性確認・検証機関への本文書の適用	30

認定に関する料金規定

1. 適用

本規定は、公益財団法人 日本適合性認定協会(以下「本協会」という)の認定を希望する適合性評価機関(以下「機関」という)に対する料金の請求、及び支払に適用されます。

なお、本規定は、本協会の基準、手順等の変更、又は物価の変動、その他の社会環境条件の変化等を勘案し適時見直し改定されます。

2. 料金／費用について

本規定で定められた料金は以下のとおりです。料金の種類、適用、単価、請求時期等の詳細は認定プログラム毎の附属書(料金表)をご覧ください。ただし、審査計画上、通常の範囲に含まれない費用については、事前にその旨機関に通知の上、これを別に請求する場合があります。

なお、すべての請求及び支払は円建てです。

2.1 申請料

申請、受理、及び審査開始までの業務に要する費用を賄う料金です。

2.2 審査基本料

初回、更新(再認定)、認定の拡大、及びサーベイランスを実施する際に、*現地審査を除いた諸活動(認定審査計画書作成、書類審査、追跡調査(追跡調査の一環として実施される面談を含む)、認定審査報告書作成、是正処置確認書作成、最終報告書作成等)に要する費用を賄う料金として一括で請求されます。また、追跡調査の過程で必要と判断されて実施する現地訪問に要する費用は本料金に含まれません。

*現地審査とは、機関の事務所、機関が適合性評価サービスを実施する組織、及び施設で行う審査、並びに試験報告書・校正証明書・検査報告書及び検査証明書へ署名を行う要員の面談です。

2.3 審査料

初回、更新(再認定)、認定の拡大、サーベイランスにおける現地審査、予備訪問、追跡調査の過程で必要と判断されて実施する現地訪問、フォローアップ現地審査(以下、現地審査等という)及びフォローアップ審査報告書の作成、「試験の種類」に係る実績調査並びに審査基本料が適用されない審査プロジェクトの実施に要する費用を賄う料金です。

2.4 認定登録料

初回、更新(再認定)、認定の拡大等の認定登録業務に要する費用を賄う料金です。

2.5 維持料

固定額と変動額からなり、本協会が行う適合性評価制度の普及、維持、及び本制度の利害関係者へのサービス等の実施に要する費用を賄う為、認定を受けた適合性評価

機関が年度毎に負担する料金です。

2.6 審査付帯費用

現地審査等を実施のために本協会が定めた料金です。本料金は消費税の対象になります。各附属書の表2「審査付帯費用」及び附属書Iに拠ります。

2.6.1 移動費

本協会を起点として適正な経路及び方法により計算された現地審査等の移動に要する費用です。原則として、公共交通機関の通常料金表を使用します。

2.6.2 宿泊費

現地審査等の実施のため宿泊に要する費用で、対象となる宿泊数の計算は以下のとおりです。

- a) 本協会を起点とする審査場所の最寄り駅までの距離が、100km以上であり、審査が午前中に開始する場合は、審査前日から審査終了前日までの宿泊数。
- b) 本協会を起点とする審査場所の最寄り駅までの距離が、100km以上であり、審査が午後から開始する場合は、審査初日から審査終了前日までの宿泊数。
- c) 本協会を起点とする審査場所の最寄り駅までの距離が、100km未満の場合は、宿泊費は請求しない。

ただし、c)項において、審査が早朝、夜間に実施される等の審査遂行上やむを得ぬ事由によって、前泊、審査中の宿泊、又は後泊を余儀なくされた場合は、機関と合意の上、その宿泊数について請求する場合があります。

2.6.3 日当

現地審査等の実施のため審査実施人数・日数に応じて要する費用で、日数の計算は以下のとおりです。

- a) 本協会を起点とする審査場所の最寄り駅までの距離が、100km以上であり、審査が午前から開始する場合は、審査前日から審査終了日までの日数。
- b) 本協会を起点とする審査場所の最寄り駅までの距離が、100km以上であり、審査が午後から開始する場合は、審査初日から審査終了日までの日数。
- c) 本協会を起点とする審査場所の最寄り駅までの距離が、100km未満であり、審査が一日で終了する場合は、一日。
- d) 本協会を起点とする審査場所の最寄り駅までの距離が、100km未満であり、審査が複数日にわたる場合は、審査初日から審査終了日までの日数。

なお、海外出張を伴う認定審査を実施する際は、上記費用に加え本協会が適正と判断した移動対価・旅行諸費用（通信費・空港使用税・予防注射料等）を請求します。

2.7 認定証発行手数料

機関からの変更届に基づき認定証・同附属書記載事項の変更が生じる場合、又は特別な事由で機関から申し出があった場合の認定証発行に掛かる費用を賄う料金です。

2.8 レプリカ発行手数料

レプリカ(複製)について発行依頼を承った場合の発行に掛かる費用を賄う料金です。

3. 請求

誓約書、認定契約書に定められた順守事項、及び以下の項目に従い請求します。

- a) 公平性、透明性を確保するため、附属書(料金表)からの割引はしません。
- b) 認定審査の結果の如何及び認定の状態の如何に拘わらず請求します。
- c) 本協会が実施した認定の活動により生じた債権の回収、又は債権等の保全のための処置を行った場合、それに要した全ての費用を請求します。この費用には第三者に支払った費用が含まれ、更に損害があれば賠償を請求します。
- d) 請求する料金、及び費用には消費税を加算し、請求します。

4. 支払

第3項に基づき請求された料金、及び費用については、誓約書、及び認定契約書に定められた順守事項及び以下の項目に従い定められた期限までにお支払い頂きます。

- a) お支払は本協会指定の銀行口座へ現金一括の振込みとし、振込み手数料もご負担頂きます。手形、小切手及び分割払いによる支払いは受け付けません。
日本国外からお支払いの場合、電信送金による本協会指定銀行口座への送金とし、指定銀行に到着する迄に発生する費用もご負担頂きます。
- b) 本協会からの請求時期が申請の取り下げ後、認定の終了後、認定契約の終了・解除後であっても、請求書に定められた期限までにお支払い頂きます。
- c) 本協会との間で文書による合意の上認められた特段の事由がある場合を除き、一旦、お支払い頂いた料金、及び費用は返還しません。

5. 遅延・滞納

本協会への支払が定められた期限を超える、又は期限内に支払われなかった事態が頻繁に生じている場合、本協会は、誓約書、及び契約書に定められた事項を順守しなかったとして、認定の手順に従い以下の処置を取ります。

- a) 審査をはじめとする一切の認定サービスの提供を中止、又は中断することがあります。
- b) 認定を一時停止、又は取り消すことがあります。
- c) 定められた支払期限から支払い日迄の日数分について、法に定められた遅延利息の割合による遅延損害金及び回収にかかる費用を加算し請求します。

6. 認定審査の変更、中断、取止め、及び打切り

本協会は、事前に合意した認定審査に対して機関からの正式な通知に基づく変更、中

断及び取止めが生じた場合、又は認定審査が認定の手順に基づき打ち切られた場合は、係る認定審査について、変更によって生じた業務に要する費用、その時点までに実施された作業及び審査に要した費用を精算し第3項に基づき料金を請求します。

6.1 申請受理後に機関の申し出によって申請内容の変更があった場合、変更内容に応じ、追加の申請料、審査基本料、審査料、審査付帯費用及び認定登録料を請求します。

6.2 認定審査において、本協会との間で既に合意、かつ本協会が手配済みの現地審査に対して、機関より変更、及び取止めの申し出を受領した日が、

a) その現地審査の開始日(訪問日)より30日を超える場合は、手配済みの現地審査の審査工数に応じた審査料相当額の25%、かつ適正と看される諸費用(航空機、列車、宿泊等の変更、及び取消しに要した費用)を請求します。

b) その現地審査の開始日(訪問日)より30日以内で7日を超える日迄の場合、手配済みの現地審査の審査工数に応じた審査料相当額の50%、かつ適正と看される諸費用(航空機、列車、宿泊等の変更、及び取消しに要した費用)を請求します。

c) その現地審査の開始日(訪問日)より7日(前週の同曜日)の本協会始業時刻(午前9時30分)を過ぎた場合、手配済みの現地審査の審査工数に応じた審査料相当額の100%、かつ適正と看される諸費用(航空機、列車、宿泊等の変更、及び取消しに要した費用)を請求します。

6.3 変更、中断及び取止めが自然災害、人為災害(例えば、列車事故・航空事故による)等の不可抗力によるもの、及びその他双方の瑕疵に因るものではない事が本協会との間で確認できた場合は、6.2項の各事項に基づく料金、及び費用は適用されません。

6.4 変更、中断及び取止めの理由が6.3項に該当せず且つ本協会の都合によるものではない場合は、諸費用(航空機、列車、宿泊等の変更、及び取消しに要した費用)を請求します。

7. 認定の地位変更に伴う措置(一時停止・返上・取消し)

本協会は、機関に付与した認定が、一時停止、返上、及び認定取消しになった時点で、請求すべき料金、及び費用が有る場合は精算し請求しますので、第4項に従いこれをお支払い頂きます。また、一時停止期間中であっても既に請求された料金、及び費用について第4項に従いこれをお支払い頂きます。

8. 預かり

日本国以外の法人格を有する機関が初回認定を申請した場合、申請受理後に予定される審査について、本協会の認定の手順に従い見積もられる審査工数に応じた審査料相当額(審査付帯費用額を含む)の範囲の金額をお預かりします。預り金に代えて本協会が承認する銀行が発行し、本協会を受益者とする「取消し不能銀行信用状」を頂くことも出来ます。

この場合、信用状の金額は上記の預り金額と同額とします。有効期限は、審査の終了、及び料金支払いを十分に満たす期限とします。審査が当初の見込みより延びて信用状の有効期限が到来する場合は、本協会はそれまでに発生した請求すべき料金、及び費用を信用状によって支払を受けることとします。

当該機関からの入金を確認された後、認定審査を開始します。預り金は認定委員会による判定結果通知後に精算されます。

ただし、同一法人内に本協会から認定を受けている機関がある場合には、この規定は適用されないことがあります。

9. 日本語以外の言語で実施される審査について

審査の調整/計画/実施を日本語以外の言語で行わざるをえない場合、附属書 H に基づく料金を請求します。

また、海外認定機関との合同審査実施において、その調整、計画に要する費用を請求する場合があります。

10. 照会・問い合わせ

料金、及び請求内容に関する照会、及び問い合わせについては、請求書に記載された照会先まで連絡願います。

附属書A マネジメントシステム認証機関の料金

表1 認定に係る費用 (N: MS セクターを除くマネジメントシステム数、S: QMS セクター数、F: FSSC 認定 (0 または 1))

	項目	単位	単価 (円)	請求時期
初回認定時まで (初回審査)	初回申請料	件	$1,600,000 + 800,000 \times (N-1) + 300,000 \times (S+F)$	申請受理時
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	初回認定時
	初回審査基本料(注1)	件	$1,000,000 + 500,000 \times (N+S-1) + 100,000 \times F$	初回認定時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	初回認定時
	審査付帯費用	(表2による)		初回認定時
	初回認定登録料	件	$1,000,000 \times N + 200,000 \times (S+F)$	初回認定時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入 $\times 1.2\%$ (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) $6,000,000 + 5 \text{億円超部分} \times 1.0\%$ (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) $11,000,000 + 10 \text{億円超部分} \times 0.5\%$	初回認定時
認定有効期間中 (サーベイランス)	サーベイランス 審査基本料(注1)	件	$500,000 + 250,000 \times (N+S-1)$	認定継続時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	認定継続時
	審査付帯費用	(表2による)		認定継続時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入 $\times 1.2\%$ (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) $6,000,000 + 5 \text{億円超部分} \times 1.0\%$ (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) $11,000,000 + 10 \text{億円超部分} \times 0.5\%$	各機関の 期末決算後
更新認定時まで (更新審査)	更新申請料	件	$1,400,000 + 700,000 \times (N-1) + 200,000 \times (S+F)$	申請受理時
	更新審査基本料(注1)	件	$840,000 + 420,000 \times (N+S-1) + 100,000 \times F$	認定更新時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	認定更新時
	審査付帯費用	(表2による)		認定更新時
	更新認定登録料	件	$700,000 \times N + 200,000 \times (S+F)$	認定更新時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入 $\times 1.2\%$ (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) $6,000,000 + 5 \text{億円超部分} \times 1.0\%$ (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) $11,000,000 + 10 \text{億円超部分} \times 0.5\%$	各機関の 期末決算後

項目	単位	単価 (円)	請求時期	
拡大審査	拡大申請料	件 (マネジメントシステム認証拡大/ MSセクター拡大) $1,000,000 + 500,000 \times (N-1) + 300,000 \times (S+F)$ (セクター拡大) $600,000 + 300,000 \times (S+F-1)$ (経済活動による認定範囲拡大/カテゴリ (FSMS)/ASRP認定) $300,000 + 150,000 \times (N+S+F-1)$	申請受理後	
	拡大審査基本料(注1)	件 (マネジメントシステム認証拡大/ セクター拡大) $700,000 + 350,000 \times (N+S-1) + 140,000 \times F$ (経済活動による認定範囲拡大/カテゴリ (FSMS)/ASRP認定) $600,000 + 300,000 \times (N+S-1) + 140,000 \times F$ (FSSC 拡大審査単独の実施の場合) 420,000	拡大認定時	
	審査料(注2)	時間・人	20,000	拡大認定時
	審査付帯費用	(表2による)		拡大認定時
	拡大認定登録料	件 (マネジメントシステム認証拡大) $700,000 \times N$ (セクター拡大) $200,000 \times (S+F)$ (経済活動による認定範囲拡大/カテゴリ (FSMS)/ASRP認定) $200,000 \times (N+S+F)$		拡大認定時
審査 時	審査料	時間・人	20,000	結果判定時
	付帯費用	(表2による)		結果判定時
証 認 定	認定証発行手数料	1部	12,000	変更事項承認時
	レプリカ発行手数料	1部	12,000	受注時

注1：審査基本料とは、現地審査を除いた諸活動(認定審査計画書作成、書類審査、追跡調査、認定審査報告書作成、是正処置確認書作成等)に要する費用を賄うための料金として、一括で請求されます。なお、審査状況に応じ、都度判断して減額する場合があります。

注2：追跡調査の過程で必要と判断された場合に実施する現地訪問の場合は、本料金を適用します。

注3：本協会より初めて認定された年度の維持料は、認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。詳しくは、**【維持料について】**をご参照願います。

注4：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

備考：認定審査の中断・取止め・打切りが生じた場合の請求については、本文6.を参照願います。

表2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	日当	サイトの移動費用	立会時の待機費用
(現地審査等における)事務所審査	国内	本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000 円/人・日	100 km以上： 3,500 円/人・日 100 km未満： 2,000 円/人・日	移動に要した費用	—
(現地審査等における)組織審査	国内	審査日数が M 日の場合(1人当たり) $45,000 + 13,000 \times M$ (円)			—	審査が空いた場合のみ、13,000 円/人・日

立会				
----	--	--	--	--

備考1：技術専門家をつけた場合、それに伴う審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考2：海外出張を伴う場合、附属書Iを参照。

[維持料について]

本協会より認定された各マネジメントシステム認証の認定範囲内における年間（前年度）事業収入(認定された各マネジメントシステム認証と各固有認定基準の収入の合算)を参照し、合算した年収に応じた料率を適用しております。

同一法人内に複数のマネジメントシステム認証機関が認定を取得している場合は、それぞれの年収額を合算し、対応した料率を適用します。

A) 参照データ

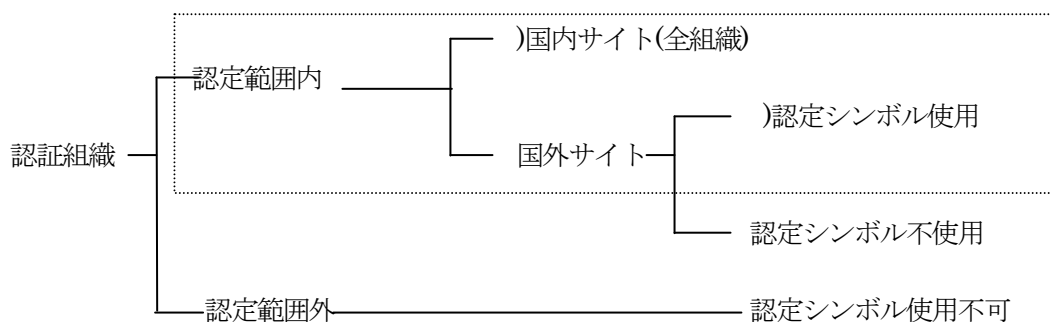
- a) 事業収入：本協会より認定されている範囲内における前年度の売上額、又は収入額
- b) 控除費用：対象となる認定範囲における審査等の事業活動に要した、直接費用である審査員の交通費・宿泊費のみとします。

* a)は、本協会の認定範囲内で認証登録した組織のうち、以下の i)、ii)に該当する組織からの収入に基づき算出します。

- i) 日本国内に登録対象サイトがある適合組織の場合は、本協会認定シンボルの使用に拘わらず認定範囲内の全組織
- ii) 日本国外のみに登録対象サイトがある適合組織の場合は、本協会認定シンボルを使用している適合組織

上記を図で示します。

対象先：内の組内の組織



B) 認定範囲内事業収入について

維持料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項の a) b)より以下の算式で求めます。

$$\text{認定範囲内事業収入} = \text{a)事業収入} - \text{b)控除費用}$$

なお、初めて認定された年度の認定範囲内事業収入は、認定範囲と同じ範囲における事業収入及び控除費用を参照データとしてご提出頂き、その参照データに基づいて認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。

C) 維持料の算出

B)で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固定額 ¥200,000 と合計します。

D) 請求時期

本協会より各機関の年度末決算後 2 か月を目途に参照データのご提出をお願いします。
提出された参照データの確認後、1 か月以内にB)、C)に基づき算出して請求します。
認定された年度については、認定後、認定証発行と同時期に参照データご提出のお願いをします。
ただし、認定(認定日)から年度末迄の日数が1 か月未満の場合は請求しません。

E) 参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

附属書 B 要員認証機関の料金

表 1 認定に係る費用

(N: 認定の対象となる要員認証の数)

	項目	単位	単価 (円)	請求時期
初回認定時まで (初回審査)	初回申請料	件	1,000,000 + 700,000×(N-1)	申請受理時
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	初回認定時
	初回審査基本料(注1)	件	1,000,000 + 700,000×(N-1)	初回認定時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	初回認定時
	審査付帯費用	(表2による)		初回認定時
	初回認定登録料	件	700,000×N	初回認定時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5 千万円以下の場合) 認定範囲内事業収入 × 1.2% (認定範囲内事業収入 5 千万円超、1 億円以下の場合) 600,000 + 5 千万円超部分 × 1.0% (認定範囲内事業収入 1 億円超の場合) 1,100,000 + 1 億円超部分 × 0.5%	初回認定時
認定有効期間中 (サーベイランス)	サーベイランス 審査基本料 (注1)	件	500,000 + 350,000×(N-1)	認定継続時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	認定継続時
	審査付帯費用	(表2による)		認定継続時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5 千万円以下の場合) 認定範囲内事業収入 × 1.2% (認定範囲内事業収入 5 千万円超、1 億円以下の場合) 600,000 + 5 千万円超部分 × 1.0% (認定範囲内事業収入 1 億円超の場合) 1,100,000 + 1 億円超部分 × 0.5%	各機関の 期末決算後
更新認定時まで (更新審査)	更新申請料	件	700,000 + 500,000×(N-1)	申請受理時
	更新審査基本料(注1)	件	840,000 + 600,000×(N-1)	認定更新時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	認定更新時
	審査付帯費用	(表2による)		認定更新時
	更新認定登録料	件	500,000×N	認定更新時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5 千万円以下の場合) 認定範囲内事業収入 × 1.2% (認定範囲内事業収入 5 千万円超、1 億円以下の場合) 600,000 + 5 千万円超部分 × 1.0% (認定範囲内事業収入 1 億円超の場合) 1,100,000 + 1 億円超部分 × 0.5%	各機関の 期末決算後

項目		単位	単価 (円)	請求時期
拡大審査	拡大申請料	件	(要員認証拡大) 500,000 + 300,000×(N-1) (分野拡大) 300,000 + 150,000×(N-1)	申請受理時
	拡大審査基本料	件	(要員認証拡大) 700,000 + 500,000×(N-1) (分野拡大) 600,000 + 300,000×(N-1)	拡大認定時
	審査料(注1)	時間・人	20,000	拡大認定時
	審査付帯費用	(表2による)		拡大認定時
	拡大認定登録料	件	(要員認証拡大) 500,000×N (分野拡大) 200,000×N	拡大認定時
臨時審査	審査料	時間・人	20,000	結果判定時
	付帯費用	(表2による)		結果判定時
認定証	認定証発行手数料	1部	12,000	変更事項承認時
	レプリカ発行手数料	1部	12,000	受注時

注1：審査基本料とは、現地審査を除いた諸活動(認定審査計画書作成、書類審査、追跡調査、認定審査報告書作成、是正処置確認書作成等)に要する費用を賄うための料金として、一括で請求されます。なお、審査状況に応じ、都度判断して減額する場合があります。

注2：追跡調査の過程で必要と判断された場合に実施する現地訪問の場合は、本料金を適用します。

注3：本協会より初めて認定された年度の維持料は、認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。詳しくは、**【維持料について】**をご参照願います。

注4：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

備考：認定審査の中断・取止め・切りが生じた場合の請求については、本文6.を参照願います。

表2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	日当	サイト間移動費用
現地審査等	国内	本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000円/日・人	100km以上：3,500円/日・人 100km未満：2,000円/日・人	移動に要した費用

備考1：技術専門家をつけた場合、それに伴う審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考2：海外出張を伴う場合、附属書Iを参照。

【維持料について】

本協会に認定された要員認証の範囲内における年間(前年度)事業収入を参照し、年収に応じた料率を適用しております。

A) 参照データ

- 事業収入：本協会より認定されている範囲内における前年度の売上額、又は収入額
- 控除費用：要員認証のための試験、評価等事業活動に要した、直接費用である評価員、及び試験員の

交通費・宿泊費のみとします。

B) 認定範囲内事業収入

維持料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項のa) b)より以下の算式で求めます。

$$\text{認定範囲内事業収入} = \text{a)事業収入} - \text{b)控除費用}$$

なお、初めて認定された年度の認定範囲内事業収入は、認定範囲と同じ範囲における事業収入及び控除費用を参照データとしてご提出頂き、その参照データに基づいて認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。

C) 維持料の算出

B)で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固定額 ¥200,000 と合計します。

D) 請求時期

本協会より各機関の年度末決算後 2 か月を目途に参照データのご提出をお願いします。

提出された参照データの確認後、1 か月以内にB)、C)に基づき算出して請求します。

認定された年度については、認定後、認定証発行と同時期に参照データご提出のお願いをします。

ただし、認定(認定日)から年度末迄の日数が1 か月未満の場合は請求しません。

E) 参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

附属書 C 製品認証機関の料金

表 1 認定に係る費用

(N: 認定の対象となる製品認証の数)

	項目	単位	単価 (円)	請求時期
初回認定時まで (初回審査)	初回申請料	件	$1,000,000 + 700,000 \times (N-1)$	申請受理後
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	初回認定時
	初回審査基本料(注1)	件	$1,000,000 + 700,000 \times (N-1)$	初回認定時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	初回認定時
	審査付帯費用	(表2による)		初回認定時
	初回認定登録料	件	$1,000,000 \times N$	初回認定時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5 億円以下の場合) 認定範囲内事業収入 $\times 1.5\%$ (認定範囲内事業収入 5 億円超、10 億円以下の場合) $7,500,000 + 5 \text{ 億円超部分} \times 1.125\%$ (認定範囲内事業収入 10 億円超の場合) $13,125,000 + 10 \text{ 億円超部分} \times 0.75\%$	初回認定時
認定有効期間中 (サーベイランス)	サーベイランス 審査基本料(注1)	件	$500,000 + 350,000 \times (N-1)$	認定継続時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	認定継続時
	審査付帯費用	(表2による)		認定継続時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5 億円以下の場合) 認定範囲内事業収入 $\times 1.5\%$ (認定範囲内事業収入 5 億円超、10 億円以下の場合) $7,500,000 + 5 \text{ 億円超部分} \times 1.125\%$ (認定範囲内事業収入 10 億円超の場合) $13,125,000 + 10 \text{ 億円超部分} \times 0.75\%$	各機関の 期末決算後
更新認定時まで (更新審査)	更新申請料	件	$700,000 + 500,000 \times (N-1)$	申請受理後
	更新審査基本料(注1)	件	$840,000 + 600,000 \times (N-1)$	認定更新時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	認定更新時
	審査付帯費用	(表2による)		認定更新時
	更新認定登録料	件	$700,000 \times N$	認定更新時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5 億円以下の場合) 認定範囲内事業収入 $\times 1.5\%$ (認定範囲内事業収入 5 億円超、10 億円以下の場合) $7,500,000 + 5 \text{ 億円超部分} \times 1.125\%$ (認定範囲内事業収入 10 億円超の場合) $13,125,000 + 10 \text{ 億円超部分} \times 0.75\%$	各機関の 期末決算後

項目	単位	単価 (円)	請求時期
拡大審査	拡大申請料	件 (製品認証拡大) 500,000 + 300,000×(N-1) (分野拡大) 300,000 + 150,000×(N-1)	申請受理後
	拡大審査基本料(注1)	件 (製品認証拡大) 700,000 + 500,000×(N-1) (分野拡大) 600,000 + 300,000×(N-1)	拡大認定時
	審査料(注2)	時間・人 20,000	拡大認定時
	審査付帯費用	(表2による)	拡大認定時
	拡大認定登録料	件 (製品認証拡大) 500,000×N (分野拡大) 200,000×N	拡大認定時
臨時審査	審査料	時間・人 20,000	結果判定時
	付帯費用	(表2による)	結果判定時
認定証	認定証発行手数料	1部 12,000	変更事項承認時
	レプリカ発行手数料	1部 12,000	受注時

注1：審査基本料とは、現地審査を除いた諸活動(認定審査計画書作成、書類審査、追跡調査、認定審査報告書作成、是正処置確認書作成等)に要する費用を賄うための料金として、一括で請求されます。なお、審査状況に応じ、都度判断して減額する場合があります。

注2：追跡調査の過程で必要と判断された場合に実施する現地訪問の場合は、本料金を適用します。

注3：本協会より初めて認定された年度の維持料は、認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。詳しくは、**【維持料について】**をご参照願います。

注4：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

備考：認定審査の中断・取止め・切りが生じた場合の請求については、本文6.を参照願います。

表2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	日当	サイト間移動費用
現地審査等	国内	本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000円/日・人	100km以上：3,500円/日・人 100km未満：2,000円/日・人	移動に要した費用

備考1：技術専門家をつけた場合、それに伴う審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考2：海外出張を伴う場合、附属書Iを参照。

【維持料について】

本協会に認定された製品認証の範囲内における年間(前年度)事業収入を参照し、年収に応じた料率を適用しております。

A) 参照データ

- 事業収入：本協会より認定されている範囲内における前年度の売上額、又は収入額
- 控除費用：製品認証のための事業活動に要した、直接費用である審査員、評価員、及び試験員の交通

費・宿泊費のみとします。

B) 認定範囲内事業収入

維持料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項のa) b)より以下の算式で求めます。

$$\text{認定範囲内事業収入} = \text{a)事業収入} - \text{b)控除費用}$$

なお、初めて認定された年度の認定範囲内事業収入は、認定範囲と同じ範囲における事業収入及び控除費用を参照データとしてご提出頂き、その参照データに基づいて認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。

C) 維持料の算出

B)で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固定額 ¥200,000 と合計します。

D) 請求時期

本協会より各機関の年度末決算後 2 か月を目途に参照データのご提出をお願いします。

提出された参照データの確認後、1 か月以内にB)、C)に基づき算出して請求します。

認定された年度については、認定後、認定証発行と同時期に参照データご提出のお願いをします。

ただし、認定(認定日)から年度末迄の日数が1 か月未満の場合は請求しません。

E) 参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

附属書 D 試験所・校正機関、標準物質生産者及び検査機関の料金 (FCC 向け EMC 試験所は除く)

表 1 認定に係る費用

	項目	単位	単価(円)	請求時期
初回認定時まで (初回審査)	初回申請料	件	100,000	申請受理後
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	初回認定時
	初回審査基本料 (注3、注5、注6) *複数の事業所が審査対象となる場合は 注4による	件	210,000	初回認定時
	審査料	時間・人	20,000	初回認定時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	初回認定時
	審査付帯費用	(表2による)		初回認定時
	初回認定登録料	件	100,000	初回認定時
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注1)		初回認定時
(サーベイランス) 認定有効期間中	サーベイランス審査基本料 (注3、注5、 注6) *複数の事業所が審査対象となる場合は 注4による	件	140,000	認定継続時
	審査料	時間・人	20,000	認定継続時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	認定継続時
	審査付帯費用	(表2による)		認定継続時
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注2)		初回/更新認定後、1年目、 2年目、3年目
更新認定時まで (更新審査)	更新申請料	件	100,000	申請受理後
	更新審査基本料 (注3、注5、注6) *複数の事業所が審査対象となる場合は 注4による	件	210,000	認定更新時
	審査料	時間・人	20,000	認定更新時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	認定更新時
	審査付帯費用	(表2による)		認定更新時
	更新認定登録料	件	100,000	認定更新時
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注1)		更新認定時
拡大審査	拡大申請料	件	100,000	申請受理後
	拡大審査基本料 (注3、注5、注6) *複数の事業所が審査対象となる場合は 注4による	件	210,000	拡大認定時
	拡大審査料	時間・人	20,000	拡大認定時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	拡大認定時
	拡大審査付帯費用	(表2による)		拡大認定時
	拡大認定登録料	件	100,000	拡大認定時
	変更事項調査	時間・人	20,000	変更事項承認時
臨時 審査	審査料	時間・人	20,000	結果判定時
	付帯費用	(表2による)		結果判定時
認	認定証発行手数料	1部	12,000	変更事項承認時

レプリカ発行手数料	1部	12,000	受注時
-----------	----	--------	-----

注1：初回認定時、及び更新認定時の維持料算定方法：

10,000円＋〔180,000円×（初回または更新現地技術審査の総時間）÷7時間〕

または1,200,000円のいずれか安価な方です。

ただし、認定範囲に複数事業所が存在する場合は、以下のとおりです。

10,000円＋〔180,000円×（初回または更新現地技術審査の総時間）÷7時間〕

または1,200,000円×事業所数のいずれか安価な方です。

注2：認定期間中の維持料算定方法：

10,000円＋〔180,000円×（初回または更新現地技術審査の総時間＋認定有効期間中の拡大審査現地技術審査の総時間）÷7時間〕

または1,200,000円のいずれか安価な方です。

ただし、認定範囲に複数の事業所が存在する場合は、以下のとおりです。

10,000円＋〔180,000円×（初回または更新現地技術審査の総時間＋拡大審査現地技術審査の総時間）÷7時間〕

または1,200,000円×事業所数のいずれか安価な方です。

注3：審査基本料とは、現地審査を除いた活動(認定審査計画書作成、書類審査、認定審査報告書作成、最終報告書作成等)に適用する料金です。なお、審査状況に応じ、都度判断して減額する場合があります。

注4：審査基本料＋〔(審査基本料*0.2) × (事業所数-1)〕

注5：「試験の種類」の対応；「管理職員」の認定を新たに申請する時に、「管理職員」1名につき書類審査費用として70,000円を追加請求します。

この書類審査で「管理職員」として登録資格があると判明した場合及び現行の管理職員で「試験」または「試験の種類」を追加申請する場合は、個別に実績調査を行いますので、20,000円×時間の費用を追加請求します。なお、書類審査及び実績調査はJAB事務所または現地で行います。現地で行う場合は、付帯費用が発生します。

注6：「一部限定解除」の対応；「同種の試験（例：RoHS、残留農薬一斉分析）」で「一部限定解除」の認定を新たに申請する時に、書類審査費用として70,000円を追加請求します。なお、書類審査はJAB事務所または現地で行います。現地で行う場合は、付帯費用が発生します。

注7：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

備考：認定審査の中断・取止め・打ち切りが生じた場合の請求については、本文6.を参照願います。

表2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	日当	現地審査時のサイト間移動費用
現地審査等	国内	本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000円/日・人	100km以上：3,500円/日・人 100km未満：2,000円/日・人	移動に要した費用

備考1：自動車用EMC試験所の維持料は、表1の維持料に加えて330,000円の追加維持料を毎年請求します。

備考2：自動車用EMC試験所は、表2の審査付帯費用に加えて以下の費用を請求します。

審査最終報告書英訳費用（仕上がりA4、60ストローク25行1枚当たり5,000円）

備考3：技術専門家を審査チームに含む場合、当該技術専門家が技術審査員であった場合と比較して増加する分の審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考4：海外出張を伴う場合、附属書Iを参照。

附属書 E 臨床検査室の料金

表 1 認定に係る費用

項目		単位	単価(円)	請求時期
(初回審査) 初回認定時まで	初回申請料	件	100,000	申請受理後
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	初回認定時
	審査料	時間・人	20,000	初回認定時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	初回認定時
	審査付帯費用	(表2による)		初回認定時
	初回認定登録料	件	100,000	初回認定時
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注1)		初回認定時
(サーベイランス) 認定有効期間中	審査料	時間・人	20,000	認定継続時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	認定継続時
	審査付帯費用	(表2による)		認定継続時
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注2)		初回/更新認定後、1年目、 2年目、3年目
(更新審査) 更新認定時まで	更新申請料	件	100,000	申請受理後
	審査料	時間・人	20,000	認定更新時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	認定更新時
	審査付帯費用	(表2による)		認定更新時
	更新認定登録料	件	100,000	認定更新時
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注1)		認定更新時
拡大審査	拡大申請料	件	100,000	申請受理後
	審査料	時間・人	20,000	拡大認定時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	拡大認定時
	審査付帯費用	(表2による)		拡大認定時
	拡大認定登録料	件	100,000	拡大認定時
	変更事項調査	時間・人	20,000	変更事項承認時
審査 臨時	審査料	時間・人	20,000	結果判定後
	付帯費用	(表2による)		結果判定時
証 認定	認定証発行手数料	1部	12,000	変更事項承認時
	レプリカ発行手数料	1部	12,000	受注時

注1：初回認定時、及び更新認定時の維持料算定方法：

$10,000 \text{ 円} + [180,000 \text{ 円} \times (\text{初回または更新現地技術審査の総時間}) \div 7 \text{ 時間}]$

または 1,200,000 円のいずれか安価な方です。

ただし、認定範囲に複数事業所が存在する場合は、以下のとおりです。

$10,000 \text{ 円} + [180,000 \text{ 円} \times (\text{初回または更新現地技術審査の総時間}) \div 7 \text{ 時間}]$

または 1,200,000 円 \times 事業所数のいずれか安価な方です。

注2：認定有効期間中の維持料算定方法：

$10,000 \text{ 円} + [180,000 \text{ 円} \times (\text{初回または更新現地技術審査の総時間} + \text{認定有効期間中の拡大審査現地技術審査の総時間}) \div 7 \text{ 時間}]$

または 1,200,000 円のいずれか安価な方です。

ただし、認定範囲に複数の事業所が存在する場合は、以下のとおりです。

$10,000 \text{ 円} + [180,000 \text{ 円} \times (\text{初回または更新現地技術審査の総時間} + \text{拡大審査現地技術審査の総時間}) \div 7 \text{ 時間}]$

または 1,200,000 円 \times 事業所数のいずれか安価な方です。

注3：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。
備考：認定審査の中断・取止め・打切りが生じた場合の請求については、本文6.を参照願います。

表2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	日当	現地審査時のサイト間移動費用
現地審査等	国内	本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000 円/日・人	100 km以上：3,500 円/日・人 100 km未満：2,000 円/日・人	移動に要した費用

備考1：技術専門家を審査チームに含む場合、当該技術専門家が技術審査員であった場合と比較して増加する分の審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考2：海外出張を伴う場合、附属書Iを参照。

附属書 F FCC 向け EMC 試験所の料金

表 1 認定に係る費用

	項目	単位	単価(円)	請求時期
初回認定時まで (初回審査)	初回申請料	件	50,000	申請受理後
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	初回認定時
	初回審査基本料 (注3) *複数の事業所が審査対象となる場合は 注4による	件	210,000	初回認定時
	審査料	時間・人	20,000	初回認定時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	初回認定時
	審査付帯費用	(表2による)		初回認定時
	初回認定登録料	件	50,000	初回認定時
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注1)		初回認定時
(サーベイランス) 認定有効期間中	サーベイランス審査基本料 (注3) *複数の事業所が審査対象となる場合は 注3による	件	140,000	認定継続時
	審査料	時間・人	20,000	認定継続時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	認定継続時
	審査付帯費用	(表2による)		認定継続時
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注2)		初回認定後、1年目まで
更新認定時まで (更新審査)	更新申請料	件	50,000	申請受理後
	更新審査基本料 (注3) *複数の事業所が審査対象となる場合は 注3による	件	210,000	認定更新時
	審査料	時間・人	20,000	認定更新時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	認定更新時
	審査付帯費用	(表2による)		認定更新時
	更新認定登録料	件	50,000	認定更新時
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注1)		認定更新時
拡大審査	拡大申請料	件	50,000	申請受理後
	拡大審査基本料 (注3) *複数の事業所が審査対象となる場合は 注3による	件	210,000	拡大認定時
	拡大審査料	時間・人	20,000	拡大認定時
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	拡大認定時
	拡大審査付帯費用	(表2による)		拡大認定時
	拡大認定登録料	件	50,000	拡大認定時
	変更事項調査	時間・人	20,000	変更事項承認時
	審査料	時間・人	20,000	結果判定後
臨時 審査	付帯費用	(表2による)		結果判定時
	認定証発行手数料	1部	12,000	変更事項承認時
定認	レプリカ発行手数料	1部	12,000	受注時

注1：初回認定時、及び更新認定時の維持料算定方法：

10,000円 + [180,000円 × (初回または更新現地技術審査の総時間) ÷ 7時間]

または1,200,000円のいずれか安価な方です。

ただし、認定範囲に複数事業所が存在する場合は、以下のとおりです。

10,000円＋〔180,000円×（初回または更新現地技術審査の総時間）÷7時間〕

または1,200,000円×事業所数のいずれか安価な方です。

注2：認定期間中の維持料算定方法：

10,000円＋〔180,000円×（初回または更新現地技術審査の総時間＋認定有効期間中の拡大審査現地技術審査の総時間）÷7時間〕

または1,200,000円のいずれか安価な方です。

ただし、認定範囲に複数の事業所が存在する場合は、以下のとおりです。

10,000円＋〔180,000円×（初回または更新現地技術審査の総時間＋拡大審査現地技術審査の総時間）÷7時間〕

または1,200,000円×事業所数のいずれか安価な方です。

注3：審査基本料とは、現地審査を除いた活動(認定審査計画書作成、書類審査、認定審査報告書作成、最終報告書作成等)に適用する料金です。なお、審査状況に応じ、都度判断して減額する場合があります。

注4：審査基本料＋〔(審査基本料*0.2) × (事業所数－1)〕

注5：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

備考：認定審査の中断・取止め・打切りが生じた場合の請求については、本文6.を参照願います。

表2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	日当	現地審査時のサイト間移動費用
現地審査等	国内	本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000円/日・人	100km以上：3,500円/日・人 100km未満：2,000円/日・人	移動に要した費用

備考1：自動車用EMC試験所の維持料は、表1の維持料に加えて330,000円の追加維持料を毎年請求します。

備考2：自動車用EMC試験所は、表2の審査付帯費用に加えて以下の費用を請求します。

審査最終報告書英訳費用（仕上がりA4、60ストローク25行1枚当たり5,000円）

備考3：技術専門家を審査チームに含む場合、当該技術専門家が技術審査員であった場合と比較して増加する分の審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考4：海外出張を伴う場合、附属書Iを参照。

附属書 G GHG 妥当性確認・検証機関の料金

(N:プログラム数)

	項目	単位	単価 (円)	請求時期
初回認定時まで (初回審査)	初回申請料	件	1,000,000 + 300,000×(N-1)	申請受理時
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	初回認定時
	初回審査基本料(注1)	件	1,500,000 + 300,000×(N-1)	初回認定時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	初回認定時
	審査付帯費用	(表2による)		初回認定時
	初回認定登録料	件	500,000 + 200,000×N	初回認定時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入×1.2% (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) 6,000,000 + 5億円超部分×1.0% (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) 11,000,000 + 10億円超部分×0.5%	初回認定時
認定有効期間中 (サーベイランス)	サーベイランス 審査基本料(注1)	件	800,000 + 200,000×(N-1)	認定継続時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	認定継続時
	審査付帯費用	(表2による)		認定継続時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入×1.2% (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) 6,000,000 + 5億円超部分×1.0% (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) 11,000,000 + 10億円超部分×0.5%	各機関の 期末決算後
更新認定時まで (更新審査)	更新申請料	件	700,000 + 200,000×(N-1)	申請受理時
	更新審査基本料(注1)	件	1,200,000 + 300,000×(N-1)	認定更新時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	認定更新時
	審査付帯費用	(表2による)		認定更新時
	更新認定登録料	件	400,000 + 150,000×N	認定更新時
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 (固定額) 200,000 (変動額) (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入×1.2% (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) 6,000,000 + 5億円超部分×1.0% (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) 11,000,000 + 10億円超部分×0.5%	各機関の 期末決算後

項目		単位	単価 (円)	請求時期
拡大審査	拡大申請料	件	(プログラム拡大) 500,000 + 300,000×(N-1) (認定分野拡大) 300,000 + 150,000×(N-1)	申請受理後
	拡大審査基本料(注1)	件	(プログラム拡大) 1,000,000 + 500,000×(N-1) (認定分野拡大) 600,000 + 300,000×(N-1)	拡大認定時
	審査料(注2)	時間・人	20,000	拡大認定時
	審査付帯費用	(表2による)		拡大認定時
	拡大認定登録料	件	(プログラム拡大) 400,000 + 150,000×N (認定分野拡大) 200,000 + 100,000×N	拡大認定時
審査 臨時	審査料	時間・人	20,000	結果判定時
	付帯費用	(表2による)		結果判定時
証 認定	認定証発行手数料	1部	12,000	変更事項承認時
	レプリカ発行手数料	1部	12,000	受注時

注1：審査基本料とは、現地審査を除いた諸活動(認定審査計画書作成、書類審査、追跡調査、認定審査報告書作成、是正処置確認書作成等)に要する費用を賄うための料金として、一括で請求されます。なお、審査状況に応じ、都度判断して減額する場合があります。

注2：追跡調査の過程で必要と判断された場合に実施する現地訪問の場合は、本料金を適用します。

注3：本協会より初めて認定された年度の維持料は、認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。詳しくは、**【維持料について】**をご参照願います。

注4：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

備考：認定審査の中断・取止め・打ち切りが生じた場合の請求については、本文6.を参照願います。

表2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	日当	サイト間移動費用
現地審査等	国内	本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000 円/日・人	100 km以上：3,500 円/日・人 100 km未満：2,000 円/日・人	移動に要した費用

備考1：技術専門家をつけた場合、それに伴う審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考2：海外出張を伴う場合、附属書Iを参照。

【維持料について】

本協会に認定された範囲内における年間(前年度)事業収入を参照し、年収に応じた料率を適用しております。

A) 参照データ

- 事業収入：本協会より認定されている範囲内における前年度の売上額、又は収入額
- 控除費用：対象となる認定範囲における審査等の事業活動に要した、直接費用である審査員の交通費・宿泊費のみとします。

B) 認定範囲内事業収入について

維持料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項のa) b)より以下の算式で求めます。

認定範囲内事業収入 = a) 事業収入 - b) 控除費用

なお、初めて認定された年度の認定範囲内事業収入は、認定範囲と同じ範囲における事業収入及び控除費用を参照データとしてご提出頂き、その参照データに基づいて認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。

C) 維持料の算出

B) で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固定額 ¥200,000 と合計します。

D) 請求時期

本協会より各機関の年度末決算後 2 か月を目途に参照データのご提出をお願いします。
提出された参照データの確認後、1 か月以内に B)、C) に基づき算出して請求します。
認定された年度については、認定後、認定証発行と同時期に参照データご提出のお願いをします。
ただし、認定(認定日)から年度末迄の日数が 1 か月未満の場合は請求しません。

E) 参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

附属書H 日本語以外の言語を使用する場合の料金(全認定プログラム共通)

日本語以外の言語を使用する場合の料金は下表に示すとおりです。

	審査プロジェクト 種類	該当する項目	料金
(1)	初回、更新、拡大審査、 サーベイランス	現地審査、予備訪問、現地訪問、及びフォローアップ 審査における現地審査	工数×審査料×2 (注1)
		審査基本料	通常審査基本料の最大 1.5 倍
		審査基本料が設定されていない審査プロジェクトの書類審査、認定審査計画書作成、認定審査報告書作成、是正処置確認書作成、及びフォローアップ 審査における報告書作成 (注2)	工数×審査料×1.5
(2)	臨時審査	現地審査	工数×審査料×2 (注1)
		書類審査、認定審査計画書作成、認定審査報告書作成、是正処置確認書作成	工数×審査料×1.5
(3)	全審査プロジェクト 共通	認定審査計画書、認定審査報告書、是正処置確認書等の翻訳料(日本語⇔他の言語)	都度、見積り (注3)
		翻訳文書のレビュー費用(日本語⇔他の言語)	レビュー時間×審査料 (注3)

*上表の料金のうち(1)(2)については、通訳を介さずに実施する場合に適用されます。

注 1. 通訳を介して審査を実施する場合、通訳の費用は被審査側にご負担頂きますので、審査料は通常の審査料(20,000円/人・時間)を適用します。

注 2. 審査基本料が設定されていない審査プロジェクトとは臨床検査室の料金が該当します。

注 3. 翻訳料及びレビュー費用

認定審査報告書(認定審査計画書、認定審査報告書、是正処置確認書等)の内容に関する責任は、本協会に有ります。従い、本協会が審査及び認定に必要なため翻訳をする場合及び適合性評価機関が第三者に対し提示、又は提出するために翻訳する場合は、必ず本協会が当該翻訳のレビューを行います。翻訳料及び翻訳内容のレビュー費用は、以下の要領で算出し、請求します。

1) 翻訳料は、翻訳した枚数(1枚当たり、A4版 60ストローク 25行)を基礎に算出します。1枚当たりの単価は、報告書の内容、納期等で変わりますので、都度見積もらせて頂きます。

2) レビューに関しては、レビューに要する時間当たりで算出します。時間当たりの単価は、通常の審査料(20,000円/人・時間)を適用します。

附属書I 海外出張を伴う現地審査時の審査付帯費用(全認定プログラム共通)

表 1 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	日当	サイトの移動費用	立会時の待機費用
(現地審査等における) 事務所審査及び組織審査立会	海外	本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	宿泊に要した費用	7,500 円/人・日	移動に要した費用	—

備考 1：技術専門家をつけた場合、審査料及び審査付帯費用は、国内での取扱いに準じます。

備考 2：航空便を利用の場合、搭乗クラスは次のとおり適用します。

直行便で 6 時間超の場合：ビジネスクラス

上記以外：エコノミークラス

備考 3：宿泊費及び日当は日本を出発した日から日本に帰国した日までの日数分(出発日及び帰国日を含む)請求します。

備考 4：上記費用に加え本協会が適正と判断した移動対価・旅行諸費用(通信費・空港使用税・予防注射料等)を請求します。また、移動対価は、航空機での移動が片道 6 時間を超える場合、片道 66,000 円として算出し適用します。

附則 1 マネジメントシステム認証・要員認証・製品認証機関への本文書の適用

初回申請：申請日が 2011 年 7 月 1 日以降の申請から適用。

拡大申請：申請日が 2011 年 7 月 1 日以降の申請から適用。

更新審査：2011 年 7 月 1 日の時点で現認定有効期限を 2012 年 1 月 1 日以降に迎える審査から適用。

■サーベイランス：2011 年 7 月 1 日の時点で直近の審査期限日を 2012 年 1 月 1 日以降に迎えるサーベイランスから適用。

臨時審査：本協会、又は本協会認定委員会が臨時審査実施を決定し、かつ通知した日が 2011 年 7 月 1 日以降の審査から適用。
(認定委員会の決議であれば、認定委員会開催日。)

維持料：本協会送付の維持料算出データ照会状の通知日が 2011 年 7 月 1 日以降のものから適用。

■その他手数料等：2011 年 7 月 1 日以降適用。

以上

附則 2 試験所・校正機関、臨床検査室、検査機関への本文書の適用

- 初回申請：申請日が 2011 年 7 月 1 日以降の申請から適用。
- 拡大申請：申請日が 2011 年 7 月 1 日以降の申請から適用。
更新申請：申請日が 2011 年 7 月 1 日以降のもので且つ現認定有効期限日が 2011 年 12 月 1 日以降のもの。
サーベイランス：実施期間の開始日が 2011 年 7 月 1 日以降のもの。
(各審査プロジェクトの実施期間の開始日については、RL200, RM200, RI200 各 5.9.2.1 項をご参照下さい。)
- 臨時審査、変更事項調査、その他：
プロジェクトを行うことを本協会が決定した日が 2011 年 7 月 1 日以降のもの。
(認定委員会の決議であれば、認定委員会開催日。機関からの変更届によるものであれば、変更届発行日)
- 維持料：
2011 年度の維持料は認定日が 7 月 1 日以降のものに対し、新料金を適用する。
ただし、2011 年 3 月 31 日までに申請し 2011 年 4 月 1 日以降に認定された初回審査、更新審査においては、申請料及び審査料は旧料金（JAB N401-2010 改 2 に規定する料金をいう。以下同じ）を適用し、維持料は新料金を適用する。
- その他手数料等：2011 年 7 月 1 日以降適用。

以上

附則 3 GHG 妥当性確認・検証機関への本文書の適用

2011 年 7 月 1 日から適用。

公益財団法人日本適合性認定協会
〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F
Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。